

徳島県における「子どもの居場所づくり」



徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン

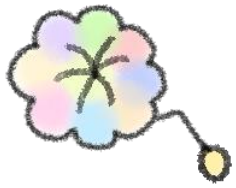
「子どもの居場所」の定義

「子どもの居場所」とは、地域の大人との継続的な交流ができる、子どもたちにとって安全で安心な居場所であり、信頼関係のもとでの様々な活動を行う中で、すべての子どもたちが夢や希望をもって健やかに成長していける場である。

原則として、18歳に満たない**すべての子どもや家庭を、地域で見守る子どもたちの居場所である。**

(『徳島県「子どもの居場所」づくり推進ガイドライン』令和元年5月29日策定)





徳島県における子どもの居場所づくり



【子どもの居場所】



Q 子どもの居場所とは何ですか？

A 1 民間主導で進められる「子どもの居場所」

○無料または安価で栄養のバランスが良い食事や温かな団らんを提供する
子ども食堂・ユニバーサルカフェなど誰もが参加できるもの子ども会、
青少年活動団体、プレーパークなど

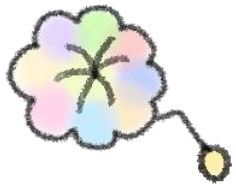
2 子どもたちの放課後の生活を支える施策

放課後児童クラブ、放課後子ども教室、地域未来塾、児童館、子どもの生活・
学習支援事業など

3 その他、地域の実情に合わせた多様な「子どもの居場所」

※「徳島県『子どもの居場所』づくり推進ガイドライン」（令和元年5月29日策定）P.1 2「子どもの居場所」の定義より一部引用





徳島県における「子どもの居場所づくり」



「子どもの居場所」はどんなところ？

